

○滋賀県公報（令和5年2月17日 第385号）

滋賀県告示第69号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第109条の3の規定に基づき、令和5年2月17日に都市計画事業を都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の認可があったものとみなし、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施行者の名称 野洲市
- 2 都市計画事業の種類および名称
 - (1) 大津湖南都市計画道路事業 3・5・601号 比江六条線
 - (2) 大津湖南都市計画道路事業 3・4・99号 六条野洲線
 - (3) 大津湖南都市計画道路事業 3・5・706号 小篠原上屋線
 - (4) 大津湖南都市計画道路事業 3・5・702号 野洲中央線
 - (5) 大津湖南都市計画道路事業 3・5・704号 市三宅妙光寺線
- 3 事業施行期間 令和5年2月17日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 なし
 - (2) 使用の部分 なし

○野洲市ホームページ

野洲市立地適正化計画について

計画の改訂<<軽微な変更>>について（令和5年2月17日付）

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）において、立地適正化計画に記載した「老朽化した都市計画施設の改修に関する事業」について、都道府県知事に協議・同意の上、立地適正化計画の公表をすることで、都市計画事業の認可があったものとみなす制度が創設されました。

野洲市ではこの制度を活用して、市内5路線の都市計画道路の一部について、当該改修事業を行うことを立地適正化計画に記載する改訂（軽微な変更）を行いました。

改訂・公表日：令和5年2月17日

滋賀県知事の同意のあった日：令和4年12月13日

当該事業により改修する路線は下のファイルのとおりです。



[老朽化した都市計画施設の改修に関する事業 対象事業一覧（R5.2.17現在）【野洲市立地適正化計画 別添】（PDF：287.8KB）](#)

計画書



[野洲市立地適正化計画（本編）【R5.2.17 軽微な変更】（PDF：13.9MB）](#)



[野洲市立地適正化計画（概要版）（PDF：3.3MB）](#)

別添

都市計画施設の改修

1. 老朽化した都市計画施設の改修に関する事業

次表の都市計画施設の改修事業は、都市再生特別措置法第 109 条の 2 に基づく都市計画事業として実施します。

表 事業一覧(令和 4 年 12 月 13 日 滋賀県同意)

番号	施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	改修事業の概要	事業施行期間		新たな土地の収用・使用	備考
					自	至		
1	野洲市	大津湖南 都市計画道路事業 3・5・601 比江六条線	野洲市 吉地及び 六条地先	舗装修繕	本計画 公表日	令和 10 年 3 月 31 日	該当しない	新規
2	野洲市	大津湖南 都市計画道路事業 3・4・99 六条野洲線	野洲市 西河原地 先	舗装修繕	本計画 公表日	令和 10 年 3 月 31 日	該当しない	新規
3	野洲市	大津湖南 都市計画道路事業 3・5・706 小篠原上屋線	野洲市 小篠原及 び上屋地 先	舗装修繕	本計画 公表日	令和 10 年 3 月 31 日	該当しない	新規
4	野洲市	大津湖南 都市計画道路事業 3・5・702 野洲中央線	野洲市 野洲及び 小篠原地 先	舗装修繕	本計画 公表日	令和 10 年 3 月 31 日	該当しない	新規
5	野洲市	大津湖南 都市計画道路事業 3・5・704 市三宅妙光寺線	野洲市 行畑地先 及び妙光 寺地先	舗装修繕	本計画 公表日	令和 10 年 3 月 31 日	該当しない	新規